

最高裁総訟第417号

平成25年7月26日

各法廷首席書記官 殿

訟廷首席書記官 殿

最高裁判所

大法廷首席書記官 佐 藤 満

最高裁判所事件管理システム等を利用した事務処理について

(指示)

標記の事務処理について、平成25年7月26日から下記のとおり行ってください。

なお、平成15年6月9日付け大法廷首席書記官通知「最高裁判所事件管理システムを利用した事務処理について」による取扱いは、廃止します。

記

第1 受付及び分配

1 受付

平成25年7月26日付け最高裁総訟第415号大法廷首席書記官指示「事件記録等の保存、送付及び廃棄並びに事件関係帳簿諸票の備付け、保存、廃棄等について」（以下「大法廷首席保存廃棄等指示」という。）の別表第1及び別表第2に掲載のある事件簿への登載を要する書類を受領した場合には、事件簿への登載に代えて、最高裁判所事件管理システムのサーバー（最高裁判所事件管理システムを構成する機器のうち、磁気情報を集中的に管理して処理するコンピュータをいう。）の記憶装置（以下「サーバー」という。）に所要事項を記録する。

2 分配

受付及び分配手続等を終えた事件記録を、当該法廷に配布した場合には、事件記録の授受を行う者双方の記録管理用のカードに付したバーコード及び事件記録と一体となる事件附票に付したバーコードをバーコードリーダーで読み取る。この場合には、受領印は要しない。

第2 事件記録に関する事務の取扱い

1 事件記録の授受

- (1) 裁判官、調査官その他裁判部の職員に事件記録を貸し出す場合又は既済事件記録を他の裁判所に送付するために事件係に引き継ぐ場合には、平成25年7月26日付け最高裁総訟第416号大法廷首席書記官指示「事件記録の保管及び送付に関する事務の取扱いについて」（以下「大法廷首席保管送付事務指示」という。）記第1の3の(2)又は同第2の2の定めにかかわらず、保管者は、第1の2に定める方法によりその出納を明らかにことができる。
- (2) 既済事件記録を保存のため記録保存係に引き継ぐ場合には、保管者は、第1の2に定める方法によりその出納を明らかにできる。

2 事件記録の閲覧等

事件記録の閲覧若しくは謄写（以下「閲覧等」という。）をさせる場合又は事件記録の閲覧等を終えた場合における事件を担当する裁判所書記官と裁判関係庶務係との間の事件記録の授受は、第1の2の方法により行う。この場合、閲覧謄写票の原符の「事件担当書記官受領印」の押印は要しない。

3 対照調査

大法廷首席保管送付事務指示記第1の4に定める対照調査は、事件記録とサーバーに記録された内容とを対照する方法により行う。

第3 事件関係帳簿諸票の備付け

大法廷首席保存廃棄等指示の別表第1及び別表第2に定める事件関係帳簿諸

票の備付けについては、記載事項の全てをサーバーに記録する方法により行うことができる。ただし、帳簿諸票の当該年度の記載事項の全ての記録を終えたときは、司法年度ごとに電磁的記録媒体（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）に複製して保存する。

第4 予納郵便切手の取扱い

第3により帳簿諸票の備付けを行う場合には、平成7年3月24日付け最高裁総三第18号事務総長依命通達「予納郵便切手の取扱いに関する規程の運用について」記第2の1の(2)に定める受領印は省略する。

第5 保管金の取扱い

保管金の取扱いについて、保管金事務処理システムを利用する場合は、平成17年3月31日付け最高裁総三第000101号総務局長通達「保管金事務処理システムを利用した裁判所の事件に関する保管金の取扱いについて」に準じて処理する。

第6 電磁的記録媒体の保存及び廃棄

1 通達等の準用

電磁的記録媒体の保存及び廃棄については、大法廷首席保存廃棄等指示記第2の1の定めを準用する。

2 保存期間

電磁的記録媒体の保存期間は、当該電磁的記録媒体に記録されている事項を記載する帳簿諸票のうち、保存期間が最長の帳簿諸票と同一とする。

3 保存の方法

電磁的記録媒体を保存する場合には、電磁的記録媒体の見やすい箇所に電磁的記録媒体番号並びに保存の始期及び終期を表示し、帳簿諸票備付経過簿の「備考」に電磁的記録媒体番号を記載する。

4 廃棄の方法

電磁的記録媒体の廃棄は、破碎する方法により行う。